

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する

法律案に対する修正案要綱

法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改めること。

(附則第三条第二項関係)